平成２１年（フ）第３８８１号
北海道恵庭市美咲野１丁目15番１号
債務者　井森英里子（旧姓岩尾）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９００号
札幌市西区西町北５丁目６番15―401号
債務者　北川つかさ（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０５号
札幌市北区北18条西３丁目１番30―202号
債務者　高橋　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１７号
札幌市白石区南郷通７丁目南６番17―406号
債務者　谷口　正道
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２８号
札幌市東区北丘珠５条３丁目７番８号
債務者　岸田さおり（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４３号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番35―604号
債務者　芦名　信也
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４５号
札幌市北区新川２条５丁目５番15号　新陽館201号
債務者　小山　哲夫
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４６号
札幌市北区新川２条５丁目５番15号　新陽館201号
債務者　小山眞理子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５０号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目１番10―1003号
債務者　西本　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５３号
札幌市南区南沢５条４丁目12番20号　ハイツおざわ201号
債務者　駒谷光伊子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１号
北海道白老郡白老町字虎杖浜14番地　虎杖浜団地Ａ棟202号
債務者　吉田絵梨子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
北海道伊達市末永町92番地２　末永改良住宅４―216号
債務者　中川　恵里
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番26号
債務者　加藤絵里香
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
北海道登別市登別本町３丁目１番地８　コーポニクス207号室
債務者　大八木盛男
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
北海道伊達市末永町33番地77
債務者　阿部亜由美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
北海道留萌市潮静３丁目84番地　グランブルー102
債務者　岩本　　圭
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第６８２号
盛岡市本町通２丁目４番19号　コーポサンライズ105号、旧住所盛岡市下飯岡15地割16番地
債務者　浅沼　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部